

令和6年度

包括外部監査結果等に対する措置計画

盛岡市

【目 次】

商工振興施策に関する財務事務の執行について

（１）商工労働部

① 結果分	1
② 意見分	13

（２）交流推進部

① 結果分	47
② 意見分	49

（３）玉山総合事務所

① 結果分	56
② 意見分	57

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
41	高校生インターンシップ事業【結果1】 実習終了後の報告書の提出遅延について 【現状の問題点】 実習生が作成した報告書には、実習終了後から期限である14日を超えて事務局に提出されているものが散見された。 【解決の方向性】 報告書の提出が遅れた要因を十分に分析し、遅延が発生しないように学校に指導することや、現状の期限設定では学業に影響を与える可能性がある場合には実施要領の記載を見直すことを検討されたい。	報告書提出遅延の要因について、インターンシップ事業参加校から聞き取りを行った上で、実習生や学校に過度な負担を与えることのないよう、実施要領に規定する報告書の提出期限の見直しを検討してまいります。 （経済企画課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工労働部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
45	ジョブカフェいわて運營業務委託【結果2】 事業報告等の仕様書への記載不足について 【現状の問題点】 運營業務委託仕様書には、事業開始前に策定すべき事業計画、経費支出計画や、業務が完了した際に報告すべき事項が規定されていなかったため、事業が適切に実行されるかの十分な検証を実施できていない。 【解決の方向性】 仕様書に事業計画や事業が完了した際に報告すべき事項を規定すべきであろう。	事業完了時の報告事項については、令和6年度の同事業業務委託から、仕様書の改善を図り規定しております。 また、円滑な業務執行のために年間スケジュールや予算執行計画の提出を求める必要性については、当該業務委託の業務内容や経費の性質を踏まえて検討し、必要な対応を図ってまいります。 （経済企画課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工労働部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
52	新社会人就職定着支援事業【結果3】 事業報告等の仕様書への記載不足について 【現状の問題点】 業務委託仕様書には、事業開始前に策定すべき事業計画、経費支出計画や、業務が完了した際に報告すべき事項が規定されていなかったため、事業が適切に実行されるかの十分な検証を実施できていない。 【解決の方向性】 仕様書に事業計画や事業が完了した際に報告すべき事項を規定すべきであろう。	事業完了時の報告事項については、令和6年度の同事業業務委託から、仕様書の改善を図り規定しております。 なお、本事業は、令和6年度で終了するものですが、他の類似の委託事業の実施におきましても、円滑な業務執行のために年間スケジュールや予算執行計画の提出を求める必要性について、個別の業務委託ごとに業務内容や経費の性質を踏まえて検討し、必要な対応を図ってまいります。 （経済企画課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工労働部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
58	商店街等指導事業（商店街等魅力強化支援事業） 【結果４】 指導講師謝金支給基準の見直しについて 【現状の問題点】 講演の講師が２人だったため６万円支払っているが、支給基準において、講師の人数は規定されていないため、講師の人数に関わらず、実際に開催された１回分の３万円のみが支払われるべきであったと考えられる。 【解決の方向性】 支給基準に講師の人数も考慮した記載とするなど、支給基準と支払実績が乖離することがないように支給基準の記載を明確化する必要があると考える。	支給基準と支払実績が乖離しないよう、実施要領を改訂し、見直しを行ってまいります。 （経済企画課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工労働部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
86	工場新設拡充等事業【結果5】 認定事務における事業税納税証明書の未徴収について 【現状の問題点】 令和5年度の補助事業において、地方税である事業税の納税証明書を求めるべきところ、誤って国税である法人税の納税証明書を求め、申請者が連結納税制度を採用していたことから親会社の納税証明書が提出された。 【解決の方向性】 当該事業者から所定の事業税納税証明書を徴収するとともに、今後の認定事務に当たっては、趣旨を踏まえ、所定の資料の提出を受けるよう徹底されたい。	当該事業者から所定の事業税納税証明書を徴収するとともに、今後の認定事務に当たっては、複数の担当職員により確認を行うなど、事業に係る提出書類の内容確認を徹底してまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
90	盛岡手づくり村振興事業【結果6】 盛岡手づくり村の大型樹木の定期的な点検について 【現状の問題点】 令和5年度に盛岡手づくり村内の構内道路脇（市有地）にある大型樹木が倒れ、その倒木により、車両2台に対して被害を及ぼした。業務委託の契約内容の「植栽の維持管理」に大型樹木の定期的な点検が含まれていない。 【解決の方向性】 業務委託の契約内容の「植栽の維持管理」に大型樹木の点検も含め、危険が生じる可能性がある場合には、当該樹木の伐採をする内容を追加すべきである。	委託業務の「植栽の維持管理」に大型樹木の点検・伐採剪定を追加し、危険が生じる可能性がある場合は適切に対応できるよう契約内容を改善いたします。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
97	産業支援センター管理運営事業【結果7】 収支決算書の記載について 【現状の問題点】 指定管理者から提出された収支報告書には、注意事項として「収入の部と支出の部の合計額が一致するように作成してください。」との記載があり、実際に提出された収支報告書においても、収支の決算額が一致したものが提出されている。 【解決の方向性】 新事業創出支援センターのように収支同額ではない報告を求めているものもある。収支報告書には指定管理業務の実態を反映した数値を記載すべきであり、当該注記の記載を改めるとともに、指定管理者には実際の収支額を記載するよう運用を改められたい。	収支決算書の様式に記載されている注記を改めるとともに、令和6年度の報告から指定管理者には実際の収支額を記載するよう対応を依頼いたします。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工労働部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
105	産学官連携研究センター管理運営事業【結果8】 収支決算書及び収支予算書の記載について 【現状の問題点】 指定管理者から提出された令和5年度収支決算書には、注意事項として「収入の部と支出の部の合計額が一致するように作成してください。」との記載があり、実際に提出された収支決算書においても、収支の決算額が一致したものが提出されている。また、事業開始前に提出を受ける収支予算書が税抜数値で作成されている。 【解決の方向性】 収支報告書には指定管理業務の実態を反映した数値を記載すべきであり、当該注記の記載を改めるとともに、指定管理者には実際の収支額を記載するよう運用を改められたい。また、税込での収支決算書の報告を求めている以上、収支予算書についても税込数値での報告を求めることが必要である。	収支決算書の様式に記載されている注記を改めるとともに、令和6年度の報告から指定管理者には実際の収支額を記載するよう対応を依頼いたします。 また、収支予算書についても、令和7年度から税込数値での報告を求めるよう様式を修正いたします。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
106	産学官連携研究センター管理運営事業【結果9】 基本協定書に定める要求水準の見直しについて 【現状の問題点】 指定管理者制度導入の効果等を検証するため、毎年度、指定管理者に求める要求水準に対する実績評価を行っている。要求水準のうち「管理経費の縮減」として光熱水費の5パーセント縮減、「市民の平等使用の確保」として自主事業周知チラシ配布数が設定されている。 【解決の方向性】 光熱水費単価は指定管理者に裁量の余地がなく、インターネットやSNSが普及する現状においてチラシ配付数を市民の平等使用の確保の要求水準とすることは意義に乏しい。要求水準は実態に即した適切な内容とするよう見直されたい。	令和7年度に指定管理者の更新時期を迎えることから、令和6年度の認定作業において、「管理経費の縮減」として歳出決算額の維持、「市民の平等使用の確保」として不平等な取扱いに係る苦情・要望の件数を要求水準として設定し、より実態に即した内容で対応いたしました。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
114	新事業創出支援センター管理運営事業【結果10】 基本協定書に定める要求水準の見直しについて 【現状の問題点】 市が指定管理者に求める要求水準のうち「市民の平等使用の確保」として自主事業周知チラシ配布数が設定され、令和5年度における年度評価においては「B（達成率60パーセント以上、90パーセント未満）」と評価されている。 【解決の方向性】 インターネットやSNSが普及する現状において、チラシ配付数を市民の平等使用の確保の要求水準に設定することは意義に乏しいことから、実態に即した適切な内容とするよう見直されたい。	指定管理者からも意見を伺いながら、令和10年4月の指定管理者更新時に併せて、時勢に即した指標に見直しを行います。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工労働部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
137	盛岡 A I ・ I o T プラットフォーム事業【結果 11】 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進交付金）の報告について 【現状の問題点】 受託者からの収支決算の報告のうち、その他経費についてデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進交付金）の国に対する報告を作成するに当たって、各事業按分基準が明確となっていなかった。 【解決の方向性】 国に対する報告を作成するに当たって、疑義を持たれないように按分基準を明確にしておくべきである。	受託者からの収支決算報告書について、必要な経費がそれぞれの事業に合わせて計上するよう見直しを行いました。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工労働部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
141	地域企業成長加速支援事業【結果12】 収支決算書の記載誤りについて 【現状の問題点】 委託業務の収支決算書では「謝金【講演】5回」となっているのに対して、実績報告書では「講演4回」となっており、提出書類の間に相違があった。 【解決の方向性】 実際の講演は4回であり、収支決算書の記載が誤っていた。提出書類に内容に不備がある場合には、適切に修正するように指導すべきである。	今後、提出書類について適切に記載されているかを複数の職員にて確認し、不備がある場合には適切な書類を提出するよう指導を行ってまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
48	若者サポートステーション運営業務委託【意見1】 経費の内容及び帳簿・証憑書類の確認について 【現状の問題点】 実際に支出された経費が仕様書に合致しているか、また、事業の帳簿及び証憑書類が適切に整理されているかの確認を実施していない。 【解決の方向性】 経費の重要性に応じて領収書等の外部証憑を確認するとともに、経費の外部証憑が適切に整理・保存されているかを実際に確認することが望ましい。	業務委託の成果の確認と併せて、不適切な経費の支出がないかの確認の実施について検討してまいります。 （経済企画課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
55	商業振興事務事業（中小企業者人材育成支援事業）【意見2】 補助対象経費の範囲の見直しについて 【現状の問題点】 令和5年度の補助金の交付実績がなかった。遠方の地で開催する人材育成研修の受講料のみが補助対象となっており、旅費は対象となっていないことが事業の活用が進まない要因の一つになっていると考えられる。 【解決の方向性】 補助対象経費の範囲を見直すことや、オンライン研修等の付随的費用が大きい研修も積極的に対象に含めるなど、補助金を申請しやすい環境を整備することが望ましい。	補助対象経費の範囲や対象を見直すなど、受講希望者が利用しやすい補助制度となるよう、検討を進めてまいります。 （経済企画課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
60	「映画の街盛岡」推進事業【意見3】 プレミアム付き飲食・映画鑑賞セット券発行事業について 【現状の問題点】 プレミアム付き飲食・映画鑑賞セット券について、令和5年度は一部の入金が行われず、販売数量 900セットに対して、実際に購入された販売数量 663セットと発行枚数の73.7パーセントとなり、発行枚数の4分の1を超える枚数が使われることがなかった。 【解決の方向性】 令和6年度と同様に令和7年度以降も事業を実施する場合には、入金期日を当選連絡後から近い日付を設定し、入金がなかった当選者の当選は取り消し、再度、事前申込を実施し、セット券の完売を目指すべきである。	今後の実施の際においては、令和6年度事業と同様に入金期日を短期に設定し、当選未入金分の再募集・販売を行い、完売を目指して事業を進めてまいります。 （経済企画課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
63	商店街振興事業【意見4】 商店街振興事業費補助金交付要領について 【現状の問題点】 令和4年度までは商店街情報発信事業は予算額を 超えるニーズがあったが、商店街イベント事業は コロナ禍といった要因があり予算額の半分も執行され なかった。 【解決の方向性】 街路灯の更新等を事業メニューに含めるなど、 商店街連合会の要望等を聞き取り、商店街振興に 資する事業メニューの追加や修正を行っていくこ とを検討すべきである。	引き続き、市商店街連合会等の 意見を丁寧に伺いながら、商店街 振興に資する補助メニューとなる よう検討を進めてまいります。 （経済企画課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
69	商工団体育成事業【意見5】 収支決算書の記載不備について 【現状の問題点】 収支決算書には、支出項目の項目が明確に記載されているが、収入項目について内容が記載されていないため、歳入歳出差引残額を計算することができず、正確な収支状況を把握することができない。 【解決の方向性】 正確な収支状況を把握するため、事業者に対して収支状況の詳細を把握できる収支決算書の作成・提出を指導すべきと考える。	補助対象団体に対し、収入項目の記載された収支報告書の作成・提出を求めてまいります。 （経済企画課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
72	地域おこし協力隊活用事業【意見6】 事業年度終了後の活動評価について 【現状の問題点】 活動成果指標について、令和5年度の活動終了後に、どの程度達成されているのかを評価した証跡が残っていない。 【解決の方向性】 地域おこし協力隊員に対して、年度の活動終了後に進捗度を具体的に報告し、証跡を残すように指導すべきと考える。	隊員の活動状況に応じた適正な成果指標を設定すると共に、活動成果指標に係る報告を行うよう指導いたします。 （経済企画課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
76	工業振興事業【意見7】 国外展示会等への出展に対する補助金上限額の見直し等について 【現状の問題点】 第2期工業振興ビジョンアクションプランにおける目標と取組状況においては、令和5年度～14年度の対象期間における目標の一つとして、「市場開拓補助金（国内分）の活用」30社（3社/年）及び「市場開拓補助金（国外分）の活用」20社（2社/年）を掲げているが、令和5年度実績は、国内分3件及び国外分1件であった。 【解決の方向性】 国外展示会等への出展について、上限額が現在の為替水準下において妥当か否か改めて検討されたい。また、企業サポート専門員等による企業ニーズの把握や掘り起こしとともに、本補助金の活用等を通して、海外市場への進出意図を有する企業へのバックアップをより一層進められたい。	事業者からのヒアリング等を行い、市場開拓補助金の上限額の妥当性について検討してまいります。また、企業サポート専門員等により企業ニーズの把握に努め、本補助金の活用等を通じた海外市場への進出意図を有する企業へのバックアップをより一層強化してまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
77	工業振興事業【意見 8】 事業効果の検証に係る基準に対する目標値の見直しについて 【現状の問題点】 事業効果の検証に係る基準が設定されており、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間の累積で目標値を掲げているが、令和 5 年度の実績において、既に目標が達成された状況となっている。 【解決の方向性】 第 2 期工業振興ビジョン アクションプランにおいては国内及び国外の展示会等併せて年 5 件の補助金交付件数を目標としていることもあり、実態を踏まえ、アクションプランとも整合した目標値とするよう見直しを図られたい。	アクションプランの目標値との整合性を踏まえ、補助目的の達成度を測る指標及び目標値について見直しを検討してまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
78	工業振興事業【意見9】 「ものづくり企業者」の脱炭素経営に対する支援策の検討について 【現状の問題点】 ものづくり企業カーボンニュートラル事業補助金は、令和5年度に開始されたものの、交付実績は1件（交付額9万円）にとどまっており、令和6年度には廃止されている。 【解決の方向性】 ものづくり企業者における脱炭素経営の支援の意義は理解できることから、補助金の利用が伸び悩んだ要因等を改めて整理し、補助金以外の手法も含めて、脱炭素経営の支援策の可否を検討されたい。	ものづくり企業カーボンニュートラル事業補助金の利用が伸び悩んだ要因としては、補助金の周知期間が十分に確保できず、事業者への周知が十分にできなかったことが挙げられます。脱炭素経営に対する支援策については、事業者等へのヒアリングを行いながら引き続き検討してまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
80	盛岡テクノミュージアム設置事業【意見10】 盛岡テクノミュージアムの活用方法の見直しについて 【現状の問題点】 学生等の地元定着等を図るためには、地元の製造業及び情報サービス業で働くことによってどのような人生を送ることが可能となるのか、人生のライフプランを示していくことが重要であろう。 【解決の方向性】 学生等の地元定着を促すための一連のアプローチの中における事業の必要性や位置付け等を改めて整理し、特に県や学校と一層の連携を図った上で、盛岡テクノミュージアムの活用方法を見直されたい。	学生等に地元定着を図るため、ものづくり人材育成事業との連動など事業の位置付けを整理するとともに、盛岡広域8市町内の学生が事業を活用できるよう学校との連携を図りながら、より実効性のある事業に見直してまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
81	盛岡テクノミュージアム設置事業【意見11】 QRコード付きカードによる学生等への周知方法の見直しについて 【現状の問題点】 令和5年度もQRコード付きカード1万枚を市内の高校・大学等に配布しているが、必ずしも学生等が「マルチモノモリオカ（ITとものづくり産業等の発展のために、全国から企業が参画し未来技術にチャレンジするプラットフォーム）」のウェブサイトへのアクセスをきっかけに地元定着を考え、工場見学に足を運ぶ誘因となるよう作成されたものとは言い難い。 【解決の方向性】 カードの利用実態等を把握した上で、学生等への周知方法として適切か否か再検討を図られたい。また、今後も同様の手法を採るのであれば、リンク先ウェブサイトの内容をターゲットである学生等に地元製造業及び情報サービス業への就業を促す内容とするよう見直すとともに、職場体験等のキャリア教育時にカードを活用してもらおう等その配付方法についても見直されたい。	学生のイベント等での告知やポスターの設置など、QRコード入りカードの配布以外の検討を行い、工場見学に足を運ぶ誘因となるような周知方法へ見直しを図ってまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
83	ものづくり人材育成事業【意見12】 事業実施方法の見直しについて 【現状の問題点】 学生を対象としてもものづくりを担う人材を育成することにより、地元定着を促進する契機とすることを目的とした事業であるが、実態は、盛岡市立高校の体験学習の一環としての工場見学や講演等となっている。また、工場見学先も令和2年度以降H I H（ヘルステック・イノベーション・ハブ）が続いている。 【解決の方向性】 ものづくり人材育成の視点を踏まえて事業の位置付けを整理し、県広域振興局等との一層の連携も含めて、より実効性のある事業とするよう実施方法を見直されたい。	地元定着を促進する契機となる事業とするために、これまでの工場見学から、県広域振興局等と連携した盛岡広域の企業による出前講座の実施へ変更し、より実効性のある事業に見直しを図ってまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
87	工場新設拡充等事業【意見13】 中長期的な評価手法の検討について 【現状の問題点】 工場の立地や拡充等による産業振興及び雇用機会の創出を目的とした補助金は将来にわたる効果を期待した先行投資としての性格を有するものと言え、短期的な指標のみでその効果の適否を判断するのは十分ではない。 【解決の方向性】 将来にわたる効果を期待する補助事業に関しては、現行設定されている短期の基準に加えて、補助金の性格を踏まえた中長期的な視点での評価手法についても併せて検討されたい。	評価基準に中長期的な指標を加えることを含め、補助金の性格に合った評価手法を検討してまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
91	盛岡手づくり村振興事業【意見14】 公益財団法人盛岡地域地場産業振興センターの経営改善に向けた取組について 【現状の問題点】 地場産業振興センターの正味財産増減計算書を確認したところ、経常的な損益を示す「当期経常増減額」は每期、赤字計上が継続しており、経営状況及びキャッシュ・フローの状況は極めて厳しい状況と言わざるを得ない。 【解決の方向性】 第三者の立場から客観的に現状の問題点、課題分析等の調査を行うべきである。その課題を解決するための抜本的な経営改善計画を策定し、その経営改善計画を確実に実行するために抜本的な経営改革を実行し得る常勤の経営人材を組織に取り込み、組織を活性化することが必要であり、職員の意識改革を図ることも必要である。	令和6年度に総務省の「経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、アドバイザー（公認会計士）の派遣を受け、地場産業振興センターの運営課題の整理と経営改善に取り組んでおります。 また、令和7年度には第三者の専門家によるデューデリジェンス調査を行い、抜本的な経営改善を進めてまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
92	盛岡手づくり村振興事業【意見15】 盛岡手づくり村の施設設備の修繕・更新に向けた取組について 【現状の問題点】 盛岡手づくり村の入場者のアンケートでは、施設のうち、特にトイレについての不満が多く寄せられていた。 【解決の方向性】 施設設備の現状を把握し、施設設備の修繕スケジュール・更新スケジュールの全体像を把握することが必要である。施設設備の修繕・更新には財源の確保も必要であるため、経営改善に向けた取組と合わせて、有効で実行可能な長期修繕計画を策定するため、第三者の専門家による調査を行うべきであろう。	令和7年度実施予定の外部専門家によるデューデリジェンス調査の中で、財源確保を含めた施設設備の修繕・更新について検討し、適切な長期修繕計画の策定を支援してまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
92	盛岡手づくり村振興事業【意見16】 公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター事業費補助金の資金使途について 【現状の問題点】 交付要領では、「施設管理上の突発的修繕経費支出が見込まれる場合及び自然災害や社会経済情勢の変化に伴うやむを得ない支出が生じる場合は、市の予算の範囲内で別途協議により決定する。」との文言があるが、非常時に別途協議するものであり、資金使途を柔軟に対応できる内容となっていない。 【解決の方向性】 施設の老朽化も進んでおり、補助金の資金使途について、状況に応じて、柔軟に対応できるよう変更できるようにすることも検討すべきである。	施設の老朽化を踏まえ、補助金の資金使途が状況に応じて柔軟に変更できるよう、交付要領の改正を検討してまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
95	産業支援事業【意見17】 事業効果の検証に係る基準に対する目標値の見直しについて 【現状の問題点】 産学共同研究等支援事業補助金に係る事業効果の検証の基準の一つに「補助事業者の売上高」があるが、事業効果の基準としては曖昧な点があることを理由に廃止する方向で見直しを検討している。 【解決の方向性】 現状の基準は見直すことが望ましいが、単に廃止するのではなく、「新たに開発した製品の売上高」等のように実際に産学共同研究が事業者に与えた影響を金銭的に示す指標の設定の適否についても併せて検討されたい。	実際に当該補助金の活用が新製品開発につながった事業者へのヒアリング等により、産学共同研究が事業者に与えた影響について定量的に示すことのできる評価指標を設定するよう、金銭的指標設定の可否を含めて検討してまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
98	産業支援センター管理運営事業【意見18】 インキュベーション施設にふさわしい設備等の再検討について 【現状の問題点】 令和5年度の稼働率は平成30年度から概ね半減しているが、空調設備等の老朽化等、施設面の現況が影響していると考えられる。また、消防設備等の増設や移設等を避けるため、各ブースは上部の欄干が空いた形態で仕切られ、事業活動に必須である密室性が確保されていない等、インキュベーション施設としてそぐわない面がある。 【解決の方向性】 市内におけるインキュベーション施設への需要、入居者及び入居希望者等の要望等を踏まえ、インキュベーション施設としてふさわしい創業支援室の面積や構造、コワーキングスペースや駐車場の有無及び設置備品に必要とされる機能等について改めて検討されたい。	現在の移転計画について、市の資産管理に係る全庁的な計画であることから、実行可能性については、関係課と協議の上、検討を続けてまいります。 一方で、施設、設備の老朽化等の課題を有しており、創業支援室の入居率低下の一因となっていることも考えられることから、並行して、盛岡てがみ館跡以外の移転について、産業支援センターとして必要な機能の回復と併せて可能性の検討を進めてまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
100	産業支援センター管理運営事業【意見19】 創業支援室使用期間の見直しについて 【現状の問題点】 盛岡市産業支援センター条例において、創業支援室の使用の許可の期間は1年以内とされ、当初の許可時から3年を超えない範囲内で2回を限度として更新することができると規定されている。 【解決の方向性】 入居期間の上限を設定すること自体は必要であるものの、使用期間の短さが入居の制約となることは避けることが望ましいことから、5年程度を目途に使用期間の上限を見直すことを検討されたい。	入居期間の上限については、他自治体の同種のインキュベーション施設の事例調査や入居企業のニーズ把握をしながら、現在の入居期限の妥当性について継続して検討してまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
101	産業支援センター管理運営事業【意見20】 現状を踏まえた移転計画の見直しについて 【現状の問題点】 現産業支援センターは、盛岡てがみ館跡への移転が計画されているが具体化していない。 【解決の方向性】 設備等の陳腐化や老朽化は進展しつつあることから、移転計画の実行可能性を再検討するとともに、現施設の設備更新等による対応の適否や盛岡てがみ館跡以外の移転先の有無等も含めて移転計画自体の見直しを進められたい。	現在の移転計画は市の計画であることから、実行可能性については、関係課と協議の上、検討を続けてまいります。 一方で、施設、設備の老朽化等の課題を有しており、創業支援室の入居率低下の一因となっていることも考えられることから、並行して、盛岡てがみ館跡以外の移転について、産業支援センターとして必要な機能の回復と併せて可能性の検討を進めてまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
102	産業支援センター管理運営事業【意見21】 産業支援センター卒業（退去）後の実態把握等について 【現状の問題点】 平成14年度から令和5年度までの20年間における産業支援センターの卒業（退去）企業数93社の内、事業を継続する意図を有していた企業は69社であったが、その後の市内での事業継続の状況等は把握されていない。 【解決の方向性】 卒業後3年程度経過後のアンケートにより卒業企業の立地、売上高、利益及び雇用等の状況を把握し、市の新規事業者育成に係る施策の見直し等に反映するような枠組みを検討されたい。	入居企業の卒業後の状況について把握できるよう、指定管理者とも協議しながら、アンケート調査などを行い、フォローアップの仕組みづくりに取り組んでまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
108	産学官連携研究センター管理運営事業【意見22】 研究開発室使用期間等の見直しについて 【現状の問題点】 研究開発室の使用の許可の期間は3年以内とされ、当初の許可時から5年を超えない範囲内で2回を限度として更新することができるとされているが、結果として、5年を超える使用期間が許可されている企業も存在する。また、一部の企業が多くの研究開発室を使用する実態がある。 【解決の方向性】 間を延長する際においても、10年程度の上限を設定する等、一定の制約を課すことを検討されたい。また、入居希望者間の公平性を阻害しないよう、研究開発室の複数使用に係る条件や上限を設定する等、対応方針を明確化されたい。	設置当初に設定した5年以内という使用期間と、新技術・新製品開発といった目的達成のため入居企業が必要とする使用期間のギャップが課題となっていることから、指定管理者との協議や入居企業からのヒアリングを行い、使用期間の見直しについて検討してまいります。 併せて、一部入居企業の使用期間の長期化や多数の研究開発室使用についても課題と認識していることから、使用期間を延長する場合の上限設定や研究開発室の複数使用に係る条件設定等に関しても検討するとともに、施設卒業に向けて適時適切な支援を行えるよう、指定管理者と協力して対応してまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
109	産学官連携研究センター管理運営事業【意見23】 事業化支援ブースの有効活用について 【現状の問題点】 全8ブースある事業化支援ブースは、令和6年8月の監査時点においては全く利用されていない状況であった。 【解決の方向性】 利用者のニーズ等を把握し、より密室性の高い構造とする等、施設の有効活用を図られたい。	入居企業へのヒアリング等を通じて事業化支援ブースの活用や要望について調査し、指定管理者と連携しながら、利用者のニーズに応じたより有効な活用方法を検討してまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
110	産学官連携研究センター管理運営事業【意見24】 産学官連携研究センター卒業（退去）企業への支援及び卒業（退去）後の実態把握等について 【現状の問題点】 平成19年8月の施設設置後からの累積卒業企業数（産学官連携研究センターにて共同研究等を行った後に、同センターから移転した企業数）57社に対して、市内に定着した企業数は15社と、その4分の1程度（26.3パーセント）にとどまっている。 【解決の方向性】 入居希望者に対して、市内での事業化が前提となっている旨の理解を十分求めるよう指定管理者に促すとともに、拠点を市内へ移し事業を継続する事業者に対し、市内移転がメリットとなるような方策を検討し、一層の誘導等を図られたい。	施設の設置目的を鑑み、入居審査のタイミングから市内での事業化が前提となっている旨の理解を十分求めるよう指定管理者に要請するとともに、事業者に対し「工場等新設拡充促進事業補助金」や「情報関連企業立地促進事業補助金」といった優遇制度の周知を図り、市内移転を促してまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
111	産学官連携研究センター管理運営事業【意見25】 指定管理者を非公募にて継続する場合における収支見込（収支予算）の取扱いについて 【現状の問題点】 指定管理者から提出された令和5年度収支決算書においては、収支予算に対して、旅費、消耗品費、光熱水費及び事業費の費目において執行残額が大きく生じる一方、修繕費及び委託料で予算超過が大きく生じている。 【解決の方向性】 非公募にて指定管理者を継続させる際には、収支見込に限らず競争性が期待できないこともあり、前指定期間の経験を踏まえた具体的な収支見込の提出を指定管理者に求め、その審査も慎重に行うよう留意されたい。	令和7年度以降の指定管理者については、公募にて指定いたしました。が、新たな指定管理者に対しても、具体的かつ適切な収支見込の提出を行うよう求めてまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
116	新事業創出支援センター管理運営事業【意見26】 貸工場の複数使用に係る条件等の明確化について 【現状の問題点】 令和5年度末において全貸工場（6棟）に事業者が入居している。稼働率が高いこと自体は望ましいが、このうち3棟の工場（Aタイプ2棟の内の2棟、Bタイプ3棟のうちの1棟）は同一の事業者が使用している。 【解決の方向性】 同一の事業者が複数棟を使用することは否定されないが、入居希望者間の公平性を阻害しないよう、貸工場の複数使用に係る条件や上限を設定する等、対応方針を明確化されたい。	新事業を創出しようとする企業等を支援する目的で設置された施設であり、企業毎に事業規模及び使用予定期間が異なることから、定量的に複数使用に係る条件を設定することは困難であると認識しています。 一方で、新規の入居希望者等施設の入居ニーズを踏まえ、最大限公平性に配慮する必要があることから、同一事業者が長期間独占することのないよう、指定管理者及び関係機関と連携の上、各入居者の使用期間終了を見据えた卒業支援に努めてまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
125	金融対策事業【意見27】 市単独の商工振興資金融資について 【現状の問題点】 市単独の中小企業融資制度の中小企業者年末資金について、直近5年度では、令和3年度に1件の実行があっただけであった。 【解決の方向性】 県の中小企業向け融資制度も充実しており、市単独の中小企業融資制度の必要性は高くないため、廃止することも検討すべきではないだろうか。	各金融機関と協議の上、事業者のニーズに合った制度となるよう、市融資制度の廃止を含めて見直しを行います。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
129	地場・伝統産業振興事業【意見28】 類似事業実施の負担金の再構築について 【現状の問題点】 盛岡デー実行委員会など各種物産展実行委員会が物産展等を開催している。開催場所は異なるものの、類似の物産展が開催されており、参加の事業者も類似している物産展となっている。 【解決の方向性】 類似の実行委員会等への負担金を統合することになれば、今まで開催していた物産展等の催し物も開催方法・規模・内容の選択肢が多くなる可能性があることから、類似事業実施の負担金の再構築を検討することが望ましい。	各種物産展実行委員会（物産と観光展・もりおか味と工芸展・盛岡デー）の統合に向けて、各委員会の委員から承認を受けたことから、令和6年度中の統合に向けて事務を進めております。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
130	地場・伝統産業振興事業【意見29】 個人情報取扱事務に係る対応について 【現状の問題点】 もりおかエール便事業の業務委託に係る個人情報取扱事務に係る特記仕様書では、受注者に対し、個人情報の保護に関する周知徹底、啓発や教育研修の実施・確認状況の報告は求めている。また、受注者に対して、業務に従事させる者に秘密保持等に関する誓約書を提出させることまでは求めているはない。 【解決の方向性】 業務委託において、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する周知徹底、啓発や教育研修の実施・確認状況を受注者に確認することが望ましい。また、秘密保持等に関する誓約書の提出を義務付けることを検討することが望ましい。	個人情報の取扱いが発生する業務の委託に際しては、受託事業者における個人情報保護に関する周知・教育の徹底や秘密保持等に関する事項を盛り込んだ誓約書の提出を求める事項を仕様書に追加することにより改善を図ってまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
132	地場・伝統産業振興事業【意見30】 口座振込依頼書について 【現状の問題点】 特産品ブランド認定会議委員への謝礼支払いに係る口座振込依頼書の氏名の横に「印」の文字が存在している。 【解決の方向性】 全庁的に口座振込依頼書の押印は不要となっていることから、様式の「印」の文字を削除して、委員の事務を軽減することが望ましい。	早急に様式の改訂を行い、委員の事務軽減に向けた見直しを図ってまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
134	ものづくり産業魅力向上事業【意見31】 販路拡大のための商談会について 【現状の問題点】 友好都市を提携している花蓮市で、物産展を計画していたが、市主催による物産展では、渡航費や輸送費等の市側の費用負担が高額となることから、物産展開催を見送ることとなり、本事業も廃止となった。 【解決の方向性】 今後の海外販路拡大において有用なものであり、このまま海外販路拡大を完全に断念すべきではない。日本貿易振興機構（JETRO）に海外販路拡大等のために、商談会の開催を促すように掛け合うことも検討すべきである。	海外で実施する市主催事業は費用負担が大きく財源確保の課題があることから、日本貿易振興機構や岩手県が主催する国外物産展・見本市等の周知を図り、事業者の活用を促してまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
137	盛岡 A I ・ I o T プラットフォーム事業【意見 32】 デジジュクの内容の検討について 【現状の問題点】 D Xに関心のある社会人等を対象に「モリオカデジタルトランスフォーメーション塾」（通称：デジジュク）を開催しており、毎週金曜日 9 時 30 分から 17 時までの時間帯、全 7 回の講座の中で、プログラミング等について学習し、地場企業等の D X 人材の育成を支援しているが、日程の確保が難しいとの意見があった。 【解決の方向性】 講座受講者が対面での講座やオンライン受講と e-learning とを組み合わせる利用することにより、日程確保がしやすくなる可能性がある。また、初級編・中級編・応用編・実践編等のレベルに応じた講座を開催することにより、真の D X 人材育成を推進すべきである。	令和 7 年度から短期集中型プログラミング講座とデジジュクを統合し、プログラミングスキルを身につける学習編（2 回）と学んだスキルを実践の場で活かす実践編（1 回）を開催するよう調整を進めております。日程等についても受講しやすくなるよう検討してまいります。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
138	盛岡 A I ・ I o T プラットフォーム事業【意見 33】 岩手もりおか学生デジタルアイデアコンテストについて 【現状の問題点】 デジタル技術を活用した岩手もりおか学生デジタルアイデアコンテスト（以下「デジコン」という。）において、発表者による発表とその質疑応答が行われているが、審査委員の講評が少なかったため、内容に対する評価（要改善事項など）が分からず、審査基準が分かりにくく、審査結果に納得いかなかったと感じる発表者がいた。 【解決の方向性】 審査委員コメントを全てのデジコン発表者に対して、フィードバックするように実行委員会に対して促すことが望ましい。また、デジコンの発表内容を公表し、興味のある企業とのマッチングを行い、事業への実装までつなげることができる仕組みをつくることを検討するように実行委員会に対して促すべきである。	実行委員に対し、フィードバック方法及び事業の実装についての仕組み作りについて共有を促しました。また、2024年度デジコン発表会では発表後に実行委員と発表者が質疑、評価等を共有できる懇親の場を設けるよう見直しを行いました。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
141	地域企業成長加速支援事業【意見34】 認定企業に対する成長加速支援のための仕様書の修正について 【現状の問題点】 認定企業に対する盛岡アクセラレータープログラムの実施はその年度のみであり、翌年度以降のフォローアップは全く行っていない。 メンタリングは、「認定企業1者につき計8回以上」と回数で設定しているが、1回当たり1時間の実施で東京からの往復交通費が経費計上され、経費が多額となっている。 仕様書上、「プログラムの成果を測定する指標をあらかじめ設定し、完了時に測定すること。」とあるが、認定企業のアクセラレータープログラムに対する満足度の調査・ヒアリング等は実施していなかった。 【解決の方向性】 過年度の認定企業に対してもフォローアップを行うことができるように仕様書の修正を検討すべきである。 メンタリングは累積時間に変更すべきである。また、オンライン会議も可能とするように仕様書を変更することも検討すべきである。 認定企業が当プログラムに応募してよかったか、否かの判定をするためにも認定企業に満足度等の調査・ヒアリングを実施すべきである。	令和7年度から、過年度の認定企業に対してもフォローアップを行う仕様に変更する予定としております。メンタリングについては、令和6年度にオンラインで実施しておりますが、令和7年度も同様に実施するよう仕様書を変更し、回数設定から累積時間への変更については、オンラインでの面談や事業の進捗に応じた定期的なメンタリングが効果的であると考えられるため、変更については、事業者と協議のうえ決定いたします。また、認定企業に対する満足度等の調査については、アンケートやヒアリングにより調査する仕様に変更いたします。 （ものづくり推進課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
149	まつり・イベント振興事業（観光課）【結果13】 盛岡秋まつり山車製作費補助金における実績の確認について 【現状の問題点】 盛岡秋まつり山車制作補助金に係る事業計画及び事業実績書に山車製作についての記載がなかった。 【解決の方向性】 交付先に対し、事業実績書の記載が不十分であれば詳細かつ正確な記載を要請すべきである。併せて、支出の存在・経費の発生を疎明する写真、証憑等を添付資料として提出させる必要がある。	盛岡秋まつり山車制作補助金について、事業計画書への制作内容等の記載並びに完了報告書への支出や経費の発生が分かる資料及び制作過程を証明する写真等の資料の提出を求めてまいります。 （観光課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
155	M I C E誘致推進事業【結果14】 観光コンベンション協会の翌年度M I C E助成金予定額の管理について 【現状の問題点】 観光コンベンション協会が整理したM I C E申請一覧の開催助成金予定額の総額は 1,300万円であったが、記載誤りにより、開催予定助成額 440万円が過大に計上されたまま、観光課に報告されていた。 【解決の方向性】 観光コンベンション協会が整理したM I C E申請一覧を適切に作成するように指導することが必要である。	盛岡観光コンベンション協会に対し、M I C E申請一覧を適切に作成するように指導してまいります。また、市においても申請調書との突合により、助成額に誤りがないか確認してまいります。 （観光課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
144	観光客誘致宣伝事業【意見35】 おもてなし推進協議会における随意契約について 【現状の問題点】 （株）エイチ・アイ・エスとの契約について、随意契約理由が存在するにもかかわらず、起案書に随意契約理由の記載がなく、別途随意契約理由書の作成もなされていなかった。 【解決の方向性】 おもてなし推進協議会が随意契約を行う際には、市における随意契約と同様に、その理由を明記した書類をもって決裁するよう、事務手続きを改める必要がある。	随意契約を行う場合は、市における取り扱いと同様に、契約理由等を含む必要な事項を記載するよう、おもてなし推進協議会に対し求めてまいります。 （観光課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
145	観光客誘致宣伝事業【意見36】 おもてなし推進協議会における決裁日について 【現状の問題点】 おもてなし推進協議会は任意団体であることから、紙面での起案・決裁を行っているが、起案日の記入はあるものの決裁日の記入のない起案書が散見された。 【解決の方向性】 紙面の起案書には記入または押印等により決裁日を明記すべきである。	起案書への決裁日の明記を徹底するよう、おもてなし推進協議会に対し求めてまいります。 （観光課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
146	観光団体育成強化事業【意見37】 補助金交付先の収支予算書における繰越金の未記載について 【現状の問題点】 盛岡つなぎ温泉観光協会伝統芸能常設公演事業補助金について、盛岡つなぎ温泉観光協会の補助金交付申請に係る収支予算書には前年度からの繰越金の計上がなかったが、収支決算書には前年度からの繰越金が計上されていた。 【解決の方向性】 繰越金を含めない予算は正確なものとは言えない。収支予算書を補正して提出するよう、盛岡つなぎ温泉観光協会に要請するべきである。	繰越金を含めた収支予算書を提出するよう、盛岡つなぎ温泉観光協会に求めてまいります。 （観光課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
150	まつり・イベント振興事業（観光課）【意見38】 まつり・イベントの実行委員会における税務申告について 【現状の問題点】 盛岡花火の祭典実行委員会、盛岡さんさ踊り実行委員会とも従来は特段、税務申告は行ってこなかった。 ※監査期間中に、税務申告について着手しているとの説明があった。 【解決の方向性】 実行委員会は任意団体であるが、税法上、人格なき社団とみなされ、収益事業の興行業には法人税が、チケット収入には消費税がかかることになる。また、アルバイト代等の人件費があれば源泉徴収の義務も生じる。関係各機関と協議を行い、納税義務の有無を確認することが望ましい。	各実行委員会からは、消費税申告等に必要な対象経費の精査を行って消費税申告等する旨、報告を受けていることから、逐一状況を確認してまいります。 （観光課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
150	まつり・イベント振興事業（観光課）【意見39】 負担金の請求における双方代理の解消について 【現状の問題点】 盛岡花火の祭典実行委員会の会長から市にあてた請求書上、盛岡市長が実行委員会の会長として盛岡市長に対して請求する形となっており、形式的には盛岡市長が実行委員会と盛岡市の双方を代表している。 【解決の方向性】 判例では、地方公共団体の長が締結する契約について、民法第 108条の双方代理の禁止の規定が類推適用されるとしている。双方代理の問題を回避する方法として、一方の代表が自らの代理人に委任する方法もあることから、他市の事例も参考に検討されたい。	盛岡市長が会長となっている盛岡花火の祭典実行委員会において、会長の代理人に負担金請求に係る事務を委任するよう依頼いたします。 （観光課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
152	広域観光推進事業【意見40】 任意団体における繰越金について 【現状の問題点】 八幡平国立公園協会に対し負担金等を支出しているが、年度末繰越金となって残っている。また、前年度繰越金よりも年度末繰越金が増加しており、会員団体から集めた会費を使い切れていない。 【解決の方向性】 八幡平国立公園協会に対し、多額の繰越金を保有し続ける必要性は低く、事業の実施に当たってまず繰越金を使用し、その分会費を減額すべきである旨要望することが望ましい。	八幡平国立公園協会事務局に対し、繰越金の使用や会員団体の会費の減額について検討するよう求めてまいります。 （観光課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 交流推進部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
159	盛岡芸妓育成事業【意見41】 繰越金の存在を踏まえた補助のあり方について 【現状の問題点】 盛岡芸妓後援会に対して後継者育成、お座敷体験に係る経費の補助を行っているが、盛岡芸妓後援会の繰越金の額は令和3年度末から年々増加している。 【解決の方向性】 盛岡芸妓後援会に対し、あえて補助金を交付する必要性は低いと考えられ、今後、まずは繰越金を使用するよう協議する必要があると考える。	繰越金の執行について、予算執行状況を勘案しながら盛岡芸妓後援会と協議を行ってまいります。 (観光課)

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 玉山総合事務所

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
164	まつり・イベント振興事業（産業振興課）【結果15】 実行委員会における随意契約理由書の未作成について 【現状の問題点】 玉山夏まつり実行委員会において花火打上の委託が随意契約されたが、随意契約にかかる理由書の作成、起案書への記載が行われていなかった。 【解決の方向性】 玉山夏まつり実行委員会の事務を市の契約規則に従って行うよう、徹底する必要がある。	随意契約の理由の起案書への記載が漏れていたことから、今後は実行委員会における起案において随意契約の理由を記載することといたします。 （産業振興課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
164	まつり・イベント振興事業（産業振興課）【意見42】 負担金の請求における双方代理の解消について 【現状の問題点】 岩洞湖まつり、玉山夏まつり、オオヤマザクラまつりのいずれにおいても、実行委員会から盛岡市にあてて負担金の請求がなされている。請求書上、盛岡市長が実行委員会の会長として盛岡市長に対して請求する形となっており、形式的には盛岡市長が実行委員会と盛岡市の双方を代表している。 【解決の方向性】 判例では、地方公共団体の長が締結する契約について、民法第 108条の双方代理の禁止の規定が類推適用されるとしている。双方代理の問題を回避する方法として、一方の代表が自らの代理人に委任する方法もあることから、他市の事例も参考に検討されたい。	市長が各まつりの実行委員会の会長であり、民法第108条の双方代理にの禁止の規定に触れるおそれがあることから、負担金請求に当たり、今後は会長以外の者に事務を委任することといたします。 （産業振興課）

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
164	まつり・イベント振興事業（産業振興課）【意見43】 イベント中止の場合のキャンセル規定について 【現状の問題点】 令和5年度のオオヤマザクラまつりは荒天のため中止となった。しかし、中止の決定が開催予定日の2日前であったため、スペシャルゲストの出演謝礼、出演者の昼食代等の経費発生が回避できなかった。 【解決の方向性】 異常気象や感染症の流行など、まつり・イベントをやむをえず中止せざるを得ない状況は起こると推測されることから、あらかじめキャンセル規定を策定し、相手方と合意しておくことが有効と考えられる。	まつり・イベントの中止に係るキャンセル料について、事前に相手方との合意を図った上で、その内容を記録した書面を作成し、保管することといたします。 （産業振興課）